

持続可能性に関する特記事項

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

1 「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守

2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）では、持続可能な博覧会の運営を目指し、物品・サービス・工事等の調達における持続可能性への配慮を実現するための基準や運用方法等を定めた「持続可能性に配慮した調達コード」を策定しています。

協会との契約者・出展者等（以下「契約者等」という。）には、契約内容の履行にあたって、「持続可能性に配慮した調達コード」の内容・基準等の理解に努め、遵守することを求めています。

2 チェックシート及び誓約書の提出

契約や出展等を希望する者は、事前に協会に対して「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」を提出する必要があります。

（見積提出者・出展希望者等全て。エクセル形式）

また、契約者等は、契約時には協会に対して「持続可能性の確保に向けた誓約書」を提出する必要があります。

（協会所定の契約書を使用しない場合は、発注・出展等の契約時に提出。）

3 持続可能性の確保に関する特約条項

契約書には、以下が特約条項として付加されます。

（協会所定の契約書を使用しない場合は、以下の条項を特記仕様書として扱います。）

（持続可能性の確保）

第1条 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）との契約者・出展者等（以下「契約者等」という。）は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など、幅広い持続可能性の確保に向けた取組を推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

2 契約者等は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

[\(https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/\)](https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/)

3 契約者等は、協会が契約者等におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

4 契約者等は、協会が契約者等による調達コードの遵守状況について、協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による監査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約者等が協力の支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

5 協会が契約者等による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約者等は、改善に取り組む、その結果を協会に報告しなければならない。